

第5章 まちの緑の施策体系

第5章 まちの緑の施策体系

第1節 基本方針と施策内容

計画の基本理念や緑の将来像を実現するために、次の基本方針を定めます。

基本方針 1

緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。

本市は、岩手山や姫神山をはじめとする山々や市内を流れる北上川や中津川など豊かな緑と清らかな水に恵まれたまちです。その中でも、まちの緑は私たちの日常生活にやすらぎや休息を与える機能や防災機能などを持っています。

本市ではこれまでに公園緑地や街路樹の整備と維持管理のほか、風致地区や景観重要樹木の維持など様々な施策を講じることで、“盛岡らしい”緑を継承してきました。

しかしながら、老朽化した公園や樹勢が衰えた樹木、大木化した街路樹が増加する一方で、維持管理するための財源の確保や十分な人員の確保が厳しい状況となっており、保全指定された風致地区や景観重要樹木などの持続可能な維持管理や、多様な主体（市民、事業者、NPO法人等）と行政の協働による新たな担い手の育成が必要不可欠となっています。

本市の緑が持つ機能を十分に発揮し、持続可能な緑の環境を整えるため、計画の適正な運用や指導を行い、緑の環境を維持します。また、緑を良好な形で後世に引き継いでいくため、緑化活動の支援により多様な主体（市民、事業者、NPO法人等）と行政の協働を促進し、緑に関わる新たな担い手の育成を行います。



湯沢中央公園



盛岡城跡公園（岩手公園）

【戦略1】計画の適正な運用や指導による緑の環境の維持

1-1.貴重な緑の保全

- ・「盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内における建築物の建築などの行為の審査を行い、風致の維持に努めます。
- ・景観法に基づく届出及び通知により、景観形成基準との適合審査を行い、緑被率基準を順守するよう誘導します。
- ・盛岡城跡公園を憩いの場、歴史学習の場として整備し、観光資源としても活用するため、史跡盛岡城跡整備計画等に基づき、保存整備を進めます。

1-2.街路樹の計画的な保全

- ・街路樹設置基準を見直し、適正な運用を行うことで、安全安心面に配慮した維持管理を行います。
- ・街路樹の状態を的確に把握するため、状態診断を実施します。
- ・安全で安心な道路空間を維持するため、地元町内会等と相談の上、その環境に適した樹種を選定します。また、樹勢が衰えたり、大木化した樹木の計画的な植替えについて検討します。
- ・街路樹の大木化による根上がりなどの現象に対しては、関係部署と連携し、再整備に併せた街路樹の更新を行います。

1-3.公園施設の長寿命化

- ・老朽化が進む公園施設については、公園施設長寿命化計画を見直し、更新費用の平準化による持続可能な更新に取り組みます。
- ・公園施設の選定にあたっては、更新費用の縮減と平準化を図るため、長寿命材料を優先的に使用します。

第5章 まちの緑の施策体系

【戦略2】緑化活動の支援による新たな担い手の育成

2-1.貴重な緑の保全支援

- ・自然環境などの保全を図るため、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定している「環境保護地区」の土地所有者に対し、適正な維持管理に努めるよう支援を行います。
- ・「景観法」に基づく、「景観重要樹木」に対する管理費補助などの支援を行います。
- ・「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づく、「保護庭園」の所有者に対し、適正な維持管理に努めるよう支援を行います。

2-2.緑化活動の場の提供

- ・公園の樹木や低木などの適正な保全を図るため、樹木剪定など市民向けの維持管理講習会を開催します。
- ・花と緑のまちづくりを推進するため、小学生などを対象に花と緑に親しみ、育てる機会を創出します。
- ・市民に一層花と緑に親しみを持っていただくため、専門家による植栽、管理などに関する相談コーナーを開設します。
- ・学校の総合的な学習の時間などにおいて、身近にある公園や森林公園、学校林なども活用し、自然体験を通して緑の役割を学ぶ機会を設けます。
- ・花と緑があふれる地域づくりのため、町内会などの地域活動をしている団体が公共空間の緑化美化活動を行う際に植栽する花苗などを支給します。

2-3.公園愛護会活動の継続と補完

- ・公園愛護会の負担軽減のため、街路樹や公園樹木を対象に絞り、エリア毎の指定管理者制度の導入を検討します。
- ・公園愛護会の負担軽減のため、町内会等による公園や街路樹の維持管理活動を対象に器材の貸出を行います。
- ・少子高齢化や人口減少により、町内会等による公園や街路樹の維持管理の負担がさらに大きくなっていくため、公園愛護会制度の見直しを行います。

2-4.多様な担い手に対する新しい緑化支援

- ・ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用し、緑化の推進を図ります。
- ・緑のまちづくり補助金制度など既存の支援制度を見直し、市民のニーズに合った緑化支援制度を再編します。
- ・進化を続ける最新のICTやAI技術などの活用により、費用対効果、安全性等を研究し、より効率的な公園や街路樹の維持管理手法の導入を検討します。

基本方針 2

つながりの空間を目指し、緑の利活用を促進します。

緑は、自然と親しむふれあいや学習の場、スポーツなどの様々なレクリエーションの場を提供してくれます。また、公園緑地などの緑はイベントの舞台となり、地域の振興やひととまちを結ぶコミュニティの醸成に役立っています。

本市は、ガイドマップの作成などによる魅力の発信や花苗の配布、緑化の助成など市民による活動の支援を行ってきました。また、公園活性化プランなどにより市民のアイディアを募集し、イベント開催のため公園の規制を緩和するなど公園の利活用を促進してきました。

しかしながら、緑に関する情報が市民へ届いていないことや価値観が多様化していることにより、緑に関する活動へ参加する人員が減少しています。また、公園利用の一規制により、日常的に公園を利用する際にも制限がかかり、緑が持つ機能を十分に発揮できていない公園が多くあります。

今後は、緑への関心を高め理解を深められるよう、多くの方に緑に関する情報を周知するため、市公式ホームページにおける緑に関するページの利便性の向上や、時代に合わせた情報発信ツールの利用の検討により、的確な情報発信を積極的に行います。また、公園活性化プランやもりおか公園活性化交流広場の実施による公園利用の促進や、公園の一規制の見直しにより緑の利活用を促進することで、ひととまち、人と人がつながる空間となる緑を目指します。



クラフト Park たかまつ（公園活性化プラン）



盛岡城跡公園で遊ぼう！（公園活性化交流広場）

第5章 まちの緑の施策体系

【戦略3】利用しやすい公園の供給による交流の促進

3-1.的確な情報発信

- ・市公式ホームページをより市民に情報が届きやすいように作成し、花の見ごろを迎えた公園の紹介やイベント、維持管理活動などの情報を更新します。
- ・だれもが緑に関する情報をタイムリーに発信しあい、共有できるよう、双方向の情報交換が可能なSNSなどの新規情報発信ツールの利用について検討します。

3-2.公園利用の促進

- ・様々な分野の方を講師に、公園を活用する上で参考となる講演会を開催したり、「公園を活用したい」という方同士で意見交換したりする場を設けます。
- ・市民や事業者の皆さん「やってみたい」「できたらいいな」というプランを募集し、審査の上、公園を貸し出します。
- ・公園の利活用について考えるワークショップからイベント等の実施までを行う「もりおか公園活性化交流広場」の幅広い周知を行い、メンバーを募集します。

3-3.制度の見直し

- ・公園の機能十分に発揮させるため、制限を緩和するなど公園の特性を活かした規制内容を検討します。
- ・大規模な公園や利用頻度が高い公園などを対象に、インターネット等を活用した簡易的な予約手法の導入を検討します。

基本方針3

緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。

緑は、市民の日常生活における様々なシーンで利活用される空間として、また、非常時には避難場所となるなど、多岐に渡る役割を持っています。そのため、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト面において、緑が有する多機能性を活かす「グリーンインフラ」の必要性が高まっています。

本市でも、これまでに日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所となる公園を整備するなど緑の多機能性を活かす事業を行っており、「グリーンインフラ」を実践してきたと言えます。

しかしながら、社会情勢の変化により、維持管理を考慮した長期的な利用のための設備更新や、市民の多様化した利用ニーズに合った公園機能の見直し、地域の実情に合った公園の供給が必要となっています。また、今後も緑の多機能性を活かし、レクリエーションや防災に役立てる「グリーンインフラ」を推進するための事業を展開していく必要があります。

以上のことから、今後は、中央公園などの盛岡市の拠点となる大規模公園の整備を行うとともに、地域の実情やニーズに合った公園の再整備を行います。また、公募設置管理制度（Park-PFI制度）やPFI制度などの活用により民間企業等の参入を促進し、民間活力を活かした整備を行うとともに、緑化支援制度等の見直しと推進を図りながら市民や民間企業による緑化を促進することで、魅力的な緑をつくります。



木伏緑地（Park-PFI）



市民協働による開運橋花壇の緑化活動

第5章 まちの緑の施策体系

【戦略4】地域の実情を踏まえた公園機能の分担

4-1.拠点となる公園の整備

- ・緑の多機能性を活かす拠点とするため、本市の象徴となる都市公園の整備を推進します。当面は、中央公園や岩山南公園などの整備を行います。
- ・盛岡城跡公園を憩いの場、歴史学習の場として整備し、観光資源としても活用するため、史跡盛岡城跡整備計画等に基づき、保存整備を進めます。（再掲 1-1）

4-2.市民のニーズに合った再整備

- ・地域の課題解決や市民のニーズに合った活用を促進するため、身近な街区公園などを対象にワークショップ等を開催し、公園や緑地の特色つけた機能の分担や再編に取り組みます。
- ・長期にわたり、未整備となっている公園については、地元での必要性について考慮し、別の利用方法による有効活用について検討します。

【戦略5】民間活力を活かした緑の整備・更新

5-1.民間の参入促進

- ・大規模な公園やまちなかの公園等を対象として、サウンディング調査を実施し、地域の課題や賑わい創出に寄与できる民間活力を活かした公園整備を行います。
- ・盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、動物公園の自立した運営の実現と行財政負担の軽減を図ることを目的とし、施設改修および動物公園の経営を行います。
- ・民間活力を活用した新野球場整備事業において、野球場及び屋内練習場、駐車場、外構等を整備するにあたり、岩手・盛岡の憧れとなる多目的ボールパークをコンセプトとし、緑を多く取り入れた賑わいの場を整備します。

5-2.民間による緑地の整備・更新

- ・私有地のオープンスペースの確保や民間建築物の緑化等に対して、補助金を支給する支援制度の設立について検討します。
- ・民間開発行為により新しく一戸建専用住宅の建築を予定している場合、公園施設の設備を更新する制度の創設を検討します。

5-3.市民による緑化の支援

- ・緑化活動の促進のため、市民向けに張芝やハンギングバスケット作製などの緑化講習会を開催します。
- ・緑のまちづくり補助金制度など既存の支援制度を見直し、市民のニーズに合った緑化支援制度を再編します。（再掲 2-4）
- ・長期的に未開設となっている公園について、町内会等の意見を取り入れ、花壇やごみ集積所など地元での利活用を促進します。

第2節 目標

計画の推進にあたり、以下の数値目標及びモニタリング指標を定めます。数値目標とは、計画推進によって達成することを目指す目標値を指し、モニタリング指標とは、盛岡市の緑について動向を知るため、計画期間において継続的に把握する指標のことです。

○数値目標

| 項目 | 現状値 | 目標値（2030年） |
|------------|------|------------|
| 都市公園の質の満足度 | ※46% | 65% |
| 街路樹の質の満足度 | ※45% | 65% |
| 緑化活動の参加割合 | ※57% | 70% |

※令和2年度 市民アンケートによる

○モニタリング指標

| 基本方針 | | 項目 | 現状値 |
|------|--------------------------|---------------------|------------------------|
| 1 | 緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。 | 一人当たりの都市公園等の面積 | 12.1 m ² /人 |
| | | 街路樹本数（高木） | 6,814本 (R1 時点) |
| | | 緑の維持管理に関する情報提供・要望件数 | 1,559件 (R1 実績) |
| | | 公園等を維持管理する団体数 | 211団体 (R2実績) |
| 2 | つながりの空間を目指し、緑の利活用を促進します。 | 公園内行為の使用申請件数 | 253件 (R1 実績) |
| | | HPのアクセス件数（緑に関するページ） | 4,293件 (R1 実績) |
| | | 情報発信の件数 | 72件 (R1 実績) |
| | | 公園活性化プラン申込件数 | 2件 (R1 実績) |
| | | 公園活性化交流広場実施イベント件数 | 7件 (R1 実績) |
| 3 | 緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。 | 都市公園等総数 | 478箇所 |
| | | 未開設公園数 | 27箇所 |
| | | リニューアル公園数 | 3箇所/年 |
| | | 指定緊急避難場所に指定された公園数 | 15箇所 |
| | | ハンギングバスケット設置総数 | 464個 (R2実績) |

※リニューアル公園数は遊具更新や公園施設の再編成を行った公園数のこと

第5章 まちの緑の施策体系

第3節 アクションプラン

【基本方針1】

緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。

【戦略1】 計画の適正な運用や指導による緑の環境の維持

【戦略2】 緑化活動の支援による新たな担い手の育成

【戦略1】 計画の適正な運用や指導による緑の環境の維持

1-1 貴重な緑の保全

| | | |
|---|--|--------------|
| ① 【継】 風致地区の維持 | | 公園みどり課 |
| 「盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為の申請を受け、審査を行い、適正な行為については許可を行い、風致の維持に努めます。 | | |
| ② 【継】 都市景観形成指導事業 | | 景観政策課 |
| 景観法に基づく届出及び通知により、景観計画における景観形成基準との適合審査を行い、緑被率基準を遵守するよう誘導します。 | | |
| ③ 【継】 盛岡城跡保存整備事業 | | 公園みどり課・歴史文化課 |
| 市民、県民の憩いの場、歴史学習の場として整備し、市街地中心部の観光資源としても活用するため、史跡盛岡城跡整備計画、史跡盛岡城跡植栽管理基本計画等に基づき、保存整備を進めます。 | | |

1-2 街路樹の計画的な保全

| | | |
|--|--|--------------|
| ① 【新】 街路樹設置基準の見直しと適正な運用 | | 公園みどり課・道路管理課 |
| 街路樹を植栽する際の一般的な条件を示した街路樹設置基準を見直すと共に、適正な運用を行うことにより、街路樹の安全安心面に配慮した維持管理を行います。 | | |
| ② 【新】 街路樹の状態診断の実施 | | 公園みどり課・道路管理課 |
| 街路樹の計画的な維持管理を行うため、環境の変化や経年に伴い樹勢が衰えた街路樹の状態を的確に把握するため状態診断を実施します。 | | |
| ③ 【新】 樹種の選定及び植替えの検討 | | 公園みどり課・道路管理課 |
| 安全で安心な道路空間を維持するため、地元町内会等と相談のうえ、その環境に適した樹種を選定します。また、樹勢が衰えたり、大木化した樹木の計画的な植替えについて検討します。 | | |
| ④ 【新】 道路の再整備による街路樹の更新 | | 公園みどり課・関係各課 |
| 街路樹の大木化に伴う歩道舗装部の根上がり等の現象に対しては、関係部署と連携して維持管理方針を定め、再整備に併せた街路樹の更新を行います。 | | |

1-3 公園施設の長寿命化

| | | |
|--|--|--------|
| ① 【継】 公園施設長寿命化計画の見直し | | 公園みどり課 |
| 老朽化が進む公園施設については、公園施設長寿命化計画を見直し、定期点検を踏まえ更新費用の縮減と平準化に努め、持続可能かつ計画的な更新に取り組みます。 | | |
| ② 【新】 長寿命材料の使用 | | 公園みどり課 |
| 公園施設の選定にあたっては、更新費用の縮減と平準化に努めるため長期的な公園施設の利用を優先的に考慮し、長寿命材料を使用します。 | | |

【戦略2】 緑化活動の支援による新たな担い手の育成

| | |
|--|--------------|
| 2-1 貴重な緑の保全支援 | |
| ① 【継】環境保護地区の維持管理支援 | ● |
| 自然環境などの保全を図るため、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定している「環境保護地区」の土地所有者に対し、適正な維持管理に努めるよう支援を行います。 | 環境企画課 |
| ② 【継】貴重な樹木の保全 | ● |
| 景観法に基づく「景観重要樹木」に対する管理費補助などの支援を行います。 | 公園みどり課・景観政策課 |
| ③ 【継】保護庭園の維持管理支援 | ● |
| 自然環境などの保全を図るため、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定している「保護庭園」の所有者に対し、適正な維持管理に努めるよう支援を行います。 | 環境企画課 |
| 2-2 緑化活動の場の提供 | |
| ① 【新】維持管理講習会の開催 | ● |
| 公園の樹木や庭木などの適正な保全を図るため、樹木剪定など市民向けの維持管理講習会を開催します。 | 公園みどり課 |
| ② 【新】花育活動の促進 | ● |
| 花と緑のまちづくりを次の世代に継承し、推進するため、小学生等を対象に花と緑に親しみ・育てる機会を提供します。 | 公園みどり課 |
| ③ 【継】花と緑の相談コーナーの開設 | ● |
| 市民に一層花と緑に親しみを持っていただくため、専門家による草花や庭木の植栽・管理などに関する相談コーナーを開設します。 | 公園みどり課 |
| ④ 【継】地域や学校の特色を生かした教育活動の推進 | ● |
| 学校ごとに創意工夫を発揮して行う総合的な学習の時間などにおいて、身近にある公園や森林公園、学校林なども活用し、自然体験を通して緑の役割を学ぶ機会を設けます。 | 学校教育課 |
| ⑤ 【継】地域緑化支援花苗配布事業 | ● |
| 花と緑があふれる地域づくりのため、町内会などの地域活動をしている団体（地域活動団体）が公園などの公共空間の緑化美化活動を行う際に植栽する花苗などを支給します。 | 公園みどり課 |
| 2-3 公園愛護会活動の継続と補完 | |
| ① 【新】街路樹と公園樹木のエリア毎の維持管理制度導入の検討 | ● |
| 公園愛護会の負担軽減のため、管理が難しい街路樹や公園樹木を対象に絞り、エリア毎の指定管理者制度の導入を検討します。 | 公園みどり課 |
| ② 【新】維持管理活動のための器材の貸出 | ● |
| 公園愛護会の負担削減のため、町内会による公園や街路樹の維持管理活動を対象に枝きりばさみなどの器材の貸出を行います。 | 公園みどり課 |
| ③ 【新】公園愛護会制度の見直し | ● |
| 少子高齢化や人口減少により、町内会による公園や街路樹の維持管理の負担がさらに大きくなっていくため、公園愛護会制度の見直しを行います。 | 公園みどり課 |
| 2-4 多様な担い手に対する新しい緑化支援 | |
| ① 【新】ふるさと納税等を活用した緑化の推進 | ● |
| 緑化の推進を図るため、ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用し、新たな財源を確保します。 | 公園みどり課 |
| ② 【新】緑化支援制度の再編 | ● |
| 緑のまちづくり補助金制度など既存の支援制度を見直し、市民のニーズに合った緑化支援制度を再編します。 | 公園みどり課 |
| ③ 【新】ICTやAI技術などの活用検討 | ● |
| 近年、進化を続ける最新のICTやAI技術などの活用により、費用対効果、安全性等を研究し、より効率的な公園や街路樹の維持管理手法の導入を検討します。 | 公園みどり課 |

第5章 まちの緑の施策体系

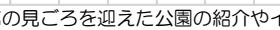
【基本方針2】

つながり空間を目指し、緑の利活用を促進します。

【戦略3】 利用しやすい公園の供給による交流の促進

【戦略3】利用しやすい公園の供給による交流の促進

3-1 的確な情報発信

| | | | |
|---|---|--|--------|
| ① | <p>【新】市HPの利便性の向上</p>  | | 公園みどり課 |
| | <p>市公式ホームページをより市民に情報が届きやすいように作成し、花の見ごろを迎えた公園の紹介やイベント、維持管理活動などの情報を定期的に更新します。</p> | | |
| ② | <p>【新】SNSによる情報発信の拡充</p>  | | 公園みどり課 |
| | <p>だれもが緑に関する情報をタイムリーに発信しあい、共有できるよう、双方向の情報交換が可能なSNSなどの新規情報発信ツールの利用について検討します。</p> | | |

3-2 公園利用の促進

| | | | | |
|---|--|--|--|--------|
| ① | 【継】もりおかパークトークの開催 | | | 公園みどり課 |
| | 様々な分野の方を講師に、公園を活用する上で参考になる話を聞いたり、「公園を活用したい」という方同士で意見交換をする場としてもりおかパークトークを開催します。 | | | |
| ② | 【継】公園活性化プランの推進 | | | 公園みどり課 |
| | 市民や事業者の皆さんで実施できる「やってみたい」「できたらいいな」というプランを募集し、審査の上、公園を貸し出します。 | | | |
| ③ | 【継】公園活性化交流広場の推進 | | | 公園みどり課 |
| | 公園の利活用について考えるワークショップからイベント等の実施までを行う「もりおか公園活性化交流広場」の幅広い周知を行い、メンバーを募集します。 | | | |

3-3 制度の見直し

| | | | | |
|---|---|---|---|--------|
| ① | 【新】公園の新たな活用に応じた規制内容の検討 | ● | → | |
| | 公園の機能を十分に発揮させるため、 利用者のニーズ に対応し、安全に利用できる場合に限り制限を緩和するなど公園の特性を活かした規制内容を検討します。 | | | 公園みどり課 |
| ② | 【新】簡易的な公園予約手法の検討 | ● | → | |
| | 大規模な公園や利用頻度が高い公園などを対象に、インターネット等を活用した簡易的な予約手法の導入を検討します。 | | | 公園みどり課 |

【基本方針3】

緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。

【戦略4】 地域の実情を踏まえた公園機能の分担

【戦略5】 民間活力を活かした緑の整備・更新

【戦略4】 地域の実情を踏まえた公園機能の分担

4-1 抱点となる公園の整備

| | | | | |
|---|---|---|---|--------|
| ① | 【継】大規模な都市公園の整備 | ● | → | 公園みどり課 |
| | 緑の多機能性を活かす拠点として、本市の象徴となる都市公園の整備を推進します。当面は、中央公園 や岩山南公園などの整備を行います。 | | | |
| ② | 【継】（再掲）盛岡城跡保存整備計画 (1-1 ③と同じ) | ● | → | 公園みどり課 |

4-2 市民のニーズに合った再整備

| | | | | |
|---|---|---|---|--------|
| ① | 【新】都市公園ストックの再編 | ● | → | 公園みどり課 |
| | 地域の課題解決や市民のニーズに合った活用を促進するため、身近な街区公園などを対象にワーク ショップ等を開催し、公園や緑地の特色づけた機能の分担や再編に取り組みます。 | | | |
| ② | 【新】未開設公園の有効活用方法の検討 | ● | → | 公園みどり課 |

第5章 まちの緑の施策体系

【戦略5】民間活力を活かした緑の整備・更新

| 5-1 民間の参入促進 | | | |
|---|--|--|-----------------|
| ① 【継】Park-PFI制度の活用 | | | 公園みどり課 |
| 大規模な公園やまちなかの公園等を対象として、サウンディング調査を実施し、地域の課題や賑わい創出に寄与できる民間活力を活かした公園整備を行います。 | | | |
| ② 【継】盛岡市動物公園再生事業 | | | 公園みどり課 |
| 盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、動物公園の自立した運営の実現と行財政負担の軽減を図ることを目的とし、「人と動物と自然が、共生する動物公園」をコンセプトに掲げ、施設改修および動物公園の経営を行います。 | | | |
| ③ 【継】PFIによる新野球場の整備 | | | 盛岡南公園 野球場整備室 |
| 民間活力を活用した新野球場整備事業において、野球場及び屋内練習場、駐車場、外構等を整備するにあたり、岩手・盛岡の憧れとなる多目的ボールパークをコンセプトとし、緑を多く取り入れた賑わいの場を整備します。 | | | |
| 5-2 民間にによる緑地の整備・更新 | | | |
| ① 【新】私有地や民間建築物の緑化支援制度の検討 | | | 公園みどり課 |
| 私有地のオープンスペースの確保や民間建築物の緑化等に対して、補助金を支給する緑化支援制度を検討します。 | | | |
| ② 【新】民間開発による既存施設の設備更新制度の検討 | | | 公園みどり課 |
| 民間開発により新しく一戸建専用住宅の建築を予定している場合、既存の公園施設の利用が増加することが見込まれるため、公園施設の設備更新制度の創設を検討します。 | | | |
| 5-3 市民による緑化支援 | | | |
| ① 【新】緑化講習会の開催 | | | 公園みどり課 |
| 緑化活動の促進のため、市民向けに張芝やハンギングバスケット作製などの講習会を開催します。 | | | |
| ② 【新】(再掲) 緑化支援制度の再編 | | | 公園みどり課 |
| (2-4 ②と同じ) | | | |
| ③ 【新】未開設公園の地域住民による利活用の促進 | | | 公園みどり課 |
| 町内会の意見を取り入れ、長期的に未開設となっている公園を花壇やごみ集積所など、地元での利活用を促進します。 | | | |